

救急医療機器購入費補助に係る実施要領

1. 本要領の目的

自動車事故による救急医療体制を整備するため、他の医療機関では対応困難な救急患者を積極的に受け入れることを理念として活動されている救命救急センターに対して、一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」）は救急医療機器購入にかかる費用を補助している。

協会が救命救急センターに上記補助を行うにあたり、日本外傷学会（以下「学会」）の協力を得て、以下の手順により補助する救命救急センターを選定している。本要領は、その実施方法を定めるものである。

- (1) 学会が、補助を希望する救命救急センターおよび救急医療機器を募集・選定する
- (2) 協会が、学会が選定した病院（以下「選定病院」）および救急医療機器を審査する

2. 学会による救命救急センターの募集・選定

(1) 対象となる病院

次の①～⑥の要件を全て満たす病院を対象とする。

- ①救命救急センターを設置していること。
- ②日本外傷データベースへの登録があること。
- ③当該救急医療機器の購入にあたり、本補助以外からの補助を受けていないこと。
- ④過去3年以内に本補助を受けていないこと。
- ⑤2023年12月末までに当該救急医療機器の納品を完了できること。
- ⑥自賠責保険診療報酬基準案を採用していること（不採用の場合、別途審査しますので、自動車事故に係る自由診療単価を記載すること）。

(2) 対象となる救急医療機器

対象となる救急医療機器は、病院前医療、救命蘇生、緊急手術、重症集中治療に使用する機器など、幅広く対象とする（特定の指定はない）。ただし、本補助は自動車事故被害者の救命医療に寄与することを目的としているため、この目的を考慮し、補助を希望する機器を選ぶこととする。もっぱら内因性疾患に対する医療機器とみなされるものや交通事故診療との関連が不明確なものは選定の対象から除外されることがある。

(3) 補助額

- ①補助額の上限：購入希望の救急医療機器価格総額の2/3相当額
- ②1病院あたりの補助額：原則2,000万円限度
- ③補助先病院数：10～15病院
- ④補助総額の上限：1億2,000万円

(4) 応募方法

ア. 応募方法

以下の提出書類を学会事務局 (jast@shunkosha.com) にメール添付にて提出する。なお、提出書類のうち「①救急医療機器購入補助申請書 (様式 1-1、様式 1-2)」は、学会ホームページよりダウンロードし、様式 1-1 の補助申請書は印字後、書類に押印したうえで PDF データの形式で、一方、様式 1-2 の購入希望機器リストは Excel ファイル (PDF ファイルへの変換不可) の形式で送付する。また、ファイルの容量が重い場合は、大容量ファイル送信サービスの使用も可とする。

<提出書類>

①救急医療機器購入補助申請書 (様式 1-1、様式 1-2)

②購入希望の救急医療機器のパンフレット

③当該救急医療機器の見積書 (写)

(注 1) 複数機器の申請も可とする。

(注 2) 原則として 1 機器につき 3 社以上の業者から見積書を取り付けること。

(注 3) 業者が限定される場合は、その理由書を添付すること。

<送付先>

一般社団法人 日本外傷学会 損保助成金事業対象施設選考委員会

E-Mail jast@shunkosha.com

イ. 募集期間

2023 年 6 月 30 日 (金) まで (最終日の消印まで)

(5) 学会による選定

学会 (損保助成金事業対象施設選考委員会) は、応募のあった病院から、補助すべき病院および救急医療機器を選定する。

学会は、選定病院の決定にあたり、協会に補助金等の適否を確認する。協会は、学会からの確認に対し、すみやかに回答 (内諾) する。学会は、協会の回答を受け、2023 年 8 月末までに選定病院に選定した旨通知し、協会による審査の案内を行う。

なお、学会は、協会に選定病院の決定の確認を行う際、同病院の提出書類 (2. (4) ア. <提出書類>) を協会に提出する。また、選定病院の決定後、学会は、選定病院に通知した内容を協会に連絡する。

3. 協会による選定病院の審査 (救急医療機器購入費用の補助に係る手続)

(1) 選定病院による補助金交付請求手続

選定病院は、協会から補助金の交付を受けるため、「救急医療機器購入補助金交付請求書」(様式 2) に必要事項を記入し、以下の確認書類とともに、2023 年 12 月末までに協会にメールで提出する。

※書類に押印したうえで、PDF データをご送付ください。

(2) 協会による審査

協会は、交付請求書および以下の確認書類を審査し、選定病院に結果等を通知し、補助金を交付する。原則として、学会による選定の内容と照らして特段の変更なければ補助金を交付するが、期限までに書類が提出されない等、協会が補助金を交付する対象として不適切であると判断した場合、協会は補助金を交付しない。

<確認書類>

- ①売買契約書（写）
- ②納品書（写）
- ③機器検収書（写）
- ④請求書（業者から選定病院宛のもの）（写）
- ⑤機器配備状況写真
- ⑥その他必要と認められる書類

（注）協会は、補助金を経理上「寄附金」として処理する。このため、選定病院は、本補助金を「寄附金」として取扱う。これに伴い、別途、寄附金申込書等の提出が必要となる場合は、必要書類（寄附金申込書等）を協会宛て送付する（必要事項を記入のうえ返送します）。

- ⑦再見積書（写）（請求額が補助額と異なる場合）

3. 審査後の報告等

選定病院は、協会から補助金を領収後、以下の報告を行う。

- (1) 「救急医療機器購入補助金領収書」（様式3）の提出【2024年2月末まで】
- (2) 「事業報告書（救急医療機器購入補助）」（様式4）の提出【2024年6月末まで】

※様式2～4は、学会および協会から、選定病院に連絡する。

以 上

＜参考＞医療機器購入のスケジュール（2023年度）

